

植村正久と日本の国家権力

——キリスト教徒の戦争協力と非協力を理解するために——

和田洋一

一、兵役拒否

あれは私の浪人時代だったのか、それとも旧制高校時代だったのか、どうもはっきりしない。しかし大正十年から十三年のあいだにおこった出来事であることは、まずまちがいがないように思う。

その時期に、一人のクリスチャン青年が徴兵を忌避し、それが新聞の記事になった。その新聞が大阪毎日だったのか、大坂朝日だったのか、残念ながらそれともはっきりしない。従って今日、その新聞記事を探し出すことは、非常に困難である。しかし私がその記事を読んでショックを受け、ひとりでじっと考えこんだことは事実である。その記事をそのままここに転載することができないのは、はなはだ遺憾であるが、記事の内容は大体つぎのようなものであったと思われる。

一人のクリスチャン青年が満二十歳をむかえ、兵役に服さなければならぬことになった。しかし教会でキリストの教えをきき、聖書に親しんできた彼にとっては、軍隊にはいって人殺しの訓練を受けることが、どうしても神の意志に反する行為のように思えてならなかった。彼は自分のもつとも尊敬している牧師であり、日本基督教会の最高の指導者である植村正久を訪ねた。そして兵役を拒否しようと思うがどうだろうと意見を求めた。植村はその青年の話をきいたあと、そこまでつ

きつめて考えているならあえてとめない、信念に従って行動したらいいだろうと答えた。その青年は一層確信を深め、刑を受ける覚悟で憲兵隊に出頭し、彼の身柄はそこで拘束された。

私は今、植村が「信念に従って行動したらいいだろうと答えた」と書いた。しかし植村が実際どう言ったかは分らないし、新聞記事の上でどうなっていたか、私が正確に記憶しているはずもない。しかし新聞を読んだときの私の印象では、植村はその青年を激励しないまでも、その青年の志を天晴れなものとして認め、支持したようであった。その支持が積極的だったか、消極的だったか、私としていい加減のことは言えないが、その青年は、植村大先生に自分の気持を理解してもらい、自分がこれからとうとうとする行動を是認してもらったと感じたようである。

この出来事は、新聞紙上で大きくセンセーショナルに扱われたわけではない。見出しもせいぜい二段ぐらいのものではなかっただろうか。新聞がこの徴兵忌避のクリスチャン青年を、もちろん英雄視するはずはなかったが、しかし非国民扱いもしなかったのは、大正の後期という時代、軍縮の声が可成り強かった時代のおかげであったと思われる。二段見出し程度の新聞記事に私が強く心をとらえられ、常日ごろものを考えない私が、ひとりりでじっと考えることになったのには、それはそれなりに理由があった。

まず第一に、私はその青年と同様クリスチャンであり、私自身クリスチャン的心情から軍隊というものをなんとなく不快視していた。徴兵検査で不合格になるためには、近眼の度を強くすることが一番簡単な道であることを知っていた私は、ことさら眼を酷使し、おかげで兵役は免除になった。第二に、自分が正しいと信じたことは、たとえ国法に反していても断乎つらぬくという態度、そうした純粹さに対する青年らしい共感が私の中にあつた。第三に、私の教会の牧師は、植村の直系の弟子であり、この弟子は師植村に対して絶対に近い尊敬を払っていた。当時日本のキリスト教会の大人物といえ、植村正久と内村鑑三と、この二人をならべて推すのが普通で、幼稚な私も、そのえらさが分らないままに、この二人をと

かくもえらい人だと思っていた。内村は異端者的存在であったが、植村は日本基督教会という大きな組織、日本のプロテスタント人口の三〇%をしめている組織の中心人物であり、東京神学社の校長でもあった。そういう責任の地位にある人が兵役拒否を是認したのだから、私が驚いたのも無理はないであろう。

一般的に、重い責任の地位にあるおとなは、青年が純粹に何事かを思いつめ、ラディカルな行動に出ようとすると、まあまあとだめ、その行動が周囲にどういふ影響をおよぼすかなどを説いて、自重をうながすというのが普通である。特に大日本帝国憲法に規定されている臣民の兵役義務を、強いて守らなくてもいいというようなことは、中々言えないはずである。それをキリスト教の指導者である植村が言ったわけで、当時、天皇、国家、軍隊などというものに対してはくせんとした反感をもっていたクリスチャン青年の私が、植村の言動に一種さわやかなものを感じたことは否定できない。しかし新聞記事を読んだあとのあれやこれやの感想を総合すると、それは決してさわやかなものではなかった。

私にとって気がかりだったことの一つは、その青年が憲兵隊に出頭して、そのあとどうなるだろうということであった。憲兵隊に出頭したというのは、私の記憶がいで、あるいは警察へ出頭したのだったかも知れない。警察に出頭したのであれば、このクリスチャン青年は、警官によって国賊視され、手荒い取扱いを受けたのち、起訴され、未決監に送られ、裁判官によって有罪の宣告を受け、獄中生活を送り、出獄したあかつきに憲兵隊からお迎えがきて、そこで半殺しの目にあうというようなことになったかもしれない。ともかくも兵役拒否の決意をかため、どんな迫害に出あってもたえるつもりで憲兵隊（あるいは警察）の門をくぐったこの青年の姿は、壮烈で、悲壮で、それはそれで私を感動させた。しかし当時の日本の憲兵隊は、良心的兵役拒否者などという言葉を知らなかつたし、いきなりこの青年を非国民とのしり、つばをはきかけ、ビンタをくわえ、泥靴でけつとばしたであろう。そして憎むべき徴兵忌避者がクリスチャンであることを知った場合は、彼等の憎しみはさらに倍加したであろう。日本の軍隊の中で、新兵に対する古兵、上官の残忍、兇暴なリンチは日常茶飯事で

あったし、特に憲兵隊の残忍、兇暴については、私も人の話によって、あるいはものの本を通じてある程度知っていた。徴兵忌避者に対して兵役法がどのような罰則を定めているのか、具体的には何も知らなかったが、告発された者が、有罪の宣告を受け、そのあと二年とか三年とか独房の中にじっとすわっておれば、それでいいといったような、そんな生まやさしいものでないことを、日本臣民の一人として私は言わば本能的に知っていた。兵役拒否の決意をかため、植村を訪ねたそのクリスチャン青年は、もちろんそのあとにくるおそろしい苦難を覚悟していたであろうが、しかしそのおそろしさを彼は具体的に、そして十二分に知っているのかどうか、私にとってまず気がかりであったし、つばをはきかけられ、なぐられ、さいごには銃殺あるいはなぶり殺しの目にあっても、十字架のキリストの苦しみを思いながら喜んで死んでいける自信が、はたして彼にあるのかどうかも気がかりであった。また殺されるまでにはいたらないという状態の中で、彼の壮烈な決意は、はほりこまれ、全くの孤立無援、目に見えぬ神をたよる以外何ものにもたよれないという状態の中で、彼の壮烈な決意は、はたしていつまでつづくだろうか。長い独房生活の中で、きつと心変りがおこってくるのではないか。考えてみれば、世界中のキリスト教国で、キリストを信じる若者たちがみんな軍隊生活を送っているのだから、自分も異をたてないで兵役に服することにしよう。神様もきつと許して下さるだろうと、そういう風に心変りするかもしれない自分を、彼は予想してみなかつたのだろうか。私はこうしたいくつかの疑問をいだいたが、もちろん当人から直接答えがえられるはずはなかった。

つぎに私は、徴兵忌避が青年の上にもたらすおそろしい結果を、植村が十二分に知っていたかどうか疑問をもった。そして当時の私は、それぐらいのことを植村が知らないはずはないと考えた。もし知っていたとすれば、植村は、極力その青年に説いて、兵役拒否の行動を思いとどまらすべきではなかったか。「君の考え方は立派だ。やり通せるならやり通してみたまえ」というのは、指導者として無責任ではないか。青年が憲兵にじめ殺されたとしたら、植村は指導者としてどのような責任のとり方をするつもりだったのであろうか。その青年が長い独房生活の中で心変りしないという保証ももちろんな

い。心変りをして、わびをいれて、改めて軍隊にはいるとしたら、最初の壮烈な決意は一体どうなるのか。それとも植村は、その青年がどんな肉体的、精神的な苦しみにもたえて、またどんな長期の孤独生活にもたえて、志をつらぬくだろうと見通したのだろうか。こうした疑問も結局私の心の中の疑問におわるほかはなかったが、この疑問に、植村に対する私のぼく然とした不信の念がからむのをどうすることもできなかった。そしてこの偉大な指導者に対する不信、それはもちろん強い不信ではなかったが、それはさらに日本のキリスト教全体に対する不信にまでひろがっていきそうであった。

二、植村正久の戦い

「何人も、自己の良心に反して武装兵役を強制されない」と戦後の西ドイツの憲法はうたっている。従って西ドイツでは、良心的兵役拒否者の扱いは、一般徴兵法案を国会で通過させるに当って非常に重要な問題となった。

しかし戦前の日本の立法者は、良心的兵役拒否者などという者の出現を全く予想していなかった。戦前の兵役法には「兵役を免るる為逃亡し若は潜匿し又は身体を毀傷し若は疾病を作為し其の他詐欺の行為を為したる者は三年以下の徴役に処す」という罰則の条項があった。しかし逃げも隠れもせず、堂々と徴兵を拒否して自首してくる者に対しては、裁判官も当惑せざるをえなかったであろう。

日本に始めて良心的兵役拒否者があらわれたのは何時であろうか。田村貞一著『矢部喜好伝』^{註一}の序文を書いた賀川豊彦は、矢部喜好が日本における最初のコンセンシアス・オブゼクターであるとのべている。戦前の日本では、良心的兵役拒否の行為については誰かが文章にし、活字にしない限り、周囲の人だけしか知らず、そのまま闇にうずもれてしまう可能性が強かった。ただ矢部喜好の場合は、大津の膳所教会の牧師として長く活躍し、死後伝記も出版されたので、彼の徴兵忌避と受難の事実を記憶している人は、京都や大津の在在者には可成り多い。

明治三十八年の旧正月、日露戦争のまったただ中に、矢部は仙台の連隊に入隊せよという命令を受けとった。彼は深刻に煩悶し、真剣に祈ったのち、ついに意を決して単身連隊長を訪問し、軍隊にはいることは良心が許さないから、殺すなら殺してくれといった。彼は若松区裁判所で軽禁錮二カ月の判決を受け、刑期がみちて若松監獄から出てくると、改めて召集を受け、看護卒補充兵として在営、まもなく平和回復とともに除隊になった。

矢部の徴兵忌避事件について、当時、新聞は毎日のように記事をけいさいした。矢部の一家は当然国賊の一家として周囲から白い眼をむけられた。彼が出獄後改めて福島連隊区司令部より出頭を命ぜられたときは、自他ともに死刑の宣告を信じ、教会員により白布の死装束が用意された。決死の覚悟で出かけた矢部は、軍隊の中でも伝道をしていたらしいが、そのうち本人の心的転機もあつたらしく、戦争終了とともに帰郷を許された。(以上の叙述はすべて田村貞一の『矢部喜好伝』による)

日露戦争にさいしての内村鑑三の非戦論はあまりにも有名であるが、矢部喜好の良心的兵役拒否とその受難についても、もっと多くの人に知られる必要があるように思う。

植村正久は、矢部の事件については知っていたと想像する方が普通であろう。植村は日露開戦の約半年前、明治三十六年十月二十八日の夜、一番町教会(のちの富士見町教会)で「基督教と戦争」と題して講演しており、その速記録は『植村正久と其の時代』第五巻におさめられているが、この時期は、同年六月いらい万朝報紙上で非戦論、日露開戦反対論をとなえてきた内村鑑三が、万朝報社を退いた直後である。植村の講演の中の二三の部分を紹介すると

「そもそも戦争は、一国におよぼす害甚大なるをもって、容易にこれをなすべきものにあらざるなり、然れども、自己の発達を妨げ、危くする者に対しては奮然これを懲罰(ちやうばつ)して可なり。今もし狂漢ありて自身を殺さんとする時にあたり、これに抵抗せざるものあらんや」

「国家は自己の天職をおこなうため、其の自衛の担保をなすがため、他国と戦いて可なり。戦いは単に消極的に受身のみに

の場合に限るものにあらずして、自己存在の必要上、進んで他をようちようする場合あるなり。そもそもキリスト教徒とはかく神経的薄弱のものにあらず」

「今ここに戦争によりて起るべき害と、戦争によりて起るべき利益とを相比較し、そのいずれが利多きやを秤量する時は、戦争によりて受くべき利益の方、大なるやも知れざるなり」

などあり、日本がロシアと戦って、利益が大きいか小さいか、ゆっくり判断するひまはないがと、但し書きをつけたりもしている。敵がせめてきた場合、自衛のための戦争は止むをえないという消極主義ではなく、自己存在の必要上、進んで他をようちようする場合もある、キリスト教徒は、世間で考えているような弱々しいものではない、と言っているわけで、今日から考えると、当時の開戦論者、侵略戦争支持者に迎合した俗論という風に受けとれないこともない。

もちろんこの時期には、ロシアの東方侵略説がさかんに流布され、日本が手をこまねいていれば、ロシアの魔手は満州、朝鮮から日本にもおよぶであろうと宣伝されていた。確かにそれは根も葉もないことではなかったし、植村としても、自衛の必要、時にはこちらから進んで相手をようちようする行動の正当性を、身をもって感じていたのかもしれない。

私が植村のこの講演との関連で思い出すのは、ちょうどそれより十年前の明治二十六年（一八九三年）六月に、名古屋で起こった事件である。キリスト教の集會に仏教徒のなぐりこみがかけられ、そこに居あわせた植村が「クリスチャンたるものは正に堂々道理上の戦争は勿論なすべきことなれども、時として止むをえざる場合には腕力に訴えても之を防禦し、決して柔弱卑怯の振舞あるべからざるよし」とのべたというその事実である。^{注三}

国民のあいだでは、とかく非国民という目でみられがちであり、仏教徒、神官、役人等からの迫害になやまされがちであった当時のキリスト教徒に対して、植村は柔弱卑怯の振舞あるべからずとって激励したわけであるが、キリスト教徒の自衛と日本帝国主義の自称自衛とを、植村は同一視していたようにも思える。キリストの道をのべ伝えようとする信者に、い

ささかの物慾もなかつたであろうが、日本の国家権力が朝鮮の支配、満州への侵略を考えていなかったかどうか、そして植村が日本の国家権力の無私無慾を信ずるほどお人好しであつたかどうか。私は植村が、自分の教会堂で日露開戦を是認する方向で演説をしたあと、澄みきつた気持で神に祈りをささげ、やすらかな眠りについたかどうか、若干の疑いをもつものである。

同じ時期に、内村鑑三は非戦論をとまえ、万朝報の客員として優遇されていた彼はあえて辞表を呈出して、収入の道を失い、世間からは白い目で見られることになるが、植村は非国民、国賊よぶりされることからはまぬがれた。われわれは植村が、明治二十四年（一八九一年）におこつた内村鑑三の不敬事件のさいに、クリスチャンとしてもっとも立派に、もっとも勇敢に戦つたことを知っている。しかし植村と国家権力との関係について知るために、われわれはもう一年さかのぼつて、彼が創刊した雑誌『日本評論』（月三回発行）第一号（三月八日）所載の創刊の辞をながめてみよう。彼はそこで

「……余輩は今も後も成る可く政党以外に濶歩し、自己の政論を主張し、独立の地位に在りて、政治上の事物を弁論批評せんと欲す。日本評論の政治主義は、自由進歩の方向に在り。……」

彼が自由進歩というとき、その自由は信教の自由だけでなかつたことは言うまでもないが、しかし信教の自由に重点があつたことも自明であろう。そしてこの信教の自由が、内村鑑三の事件を通して、おびやかされた、否定されたと感じたとき、彼は決然としてたちあがつたのである。彼は自らの主宰する『福音週報』第五〇号に「不敬罪と基督教」と題する社説を掲載し、御真影礼拝や勅語礼拝を痛烈に非難した。^{三三}

「……吾人は上帝の啓示せる聖書に対して、低頭礼拝することを不可とす、また之を脣（いさぎよし）とせず。何故に今上陛下の勅語にのみ拝礼をなすべきや。人間の儀礼には、道理の判然せざるもの尠からずと雖も、吾人は今日の小学中等等に於て、行わるる影象の敬礼、勅語の拝礼を以て、殆ど児戯に類することなりといわずんばならず。憲法にも見えず、法律に

も見えず、教育令にも見えず、唯当局者の痴愚なる、頭腦の妄想より起りて、陛下を敬するの意を誤まり、教育の精神を書し……」

ひどく戦鬪的で、今読んでも胸のすく思いがするが、当局者はただちに『福音週報』の発行を禁止してしまった。植村はそのとき始めて日本の国家権力によって加えられる鉄槌を、身をもって経験したのである。帝国憲法に保障されている著作、印行、言論の自由、あれは一体なんだと、くやしい思いをしたことであろう。しかし彼はこれぐらいの「小挫折」のために沈黙してはならないと自らを励まし、一週間の中には、『福音週報』の身がわりとして新しく『福音新報』を創刊し、神国拡張のための戦いをつづけていたが、日清戦争の直後、またもや当局の忌諱にふれて発行禁止を命じられた。

「罪なくして配所に月をながむるの想をなしつつ」と植村は当時書いているけれども、帝国憲法によって保障されているはずの言論の自由の限界、壁のかたさをいやというほど感じさせられて、彼の戦鬪意慾も弱まらざるをえなかったであろう。日本国家権力の絶大な力を前にして、彼の意識の中に、いつとはなしにあきらめの気持がしのびこんでいったとしても、それは自然というほかない。

三、国家権力の壁

それから三年後、明治三十一年、京都の同志社がキリスト教主義の学校であるために、学生は徴兵猶予の特典をうけることができず、そのために学生はぞくぞく他校へ転ずるという事態が発生した。同志社当局が狼ばいしたことは言うまでもないが、これは政府のいわばまま子いじめであって、つぶれそうになり、あわてふためいている同志社を見て、政府の役人や耶蘇教嫌いの連中はサディズム的快感を感じていたことであろう。

同志社当局は自滅からまぬがれるためには、キリスト教の金看板をおろすのもやむをえないと思った。しかしそうかとい

って創立者新島襄の精神、アメリカ伝道協会から受けてきた援助、二十三年にわたるキリスト教主義学校としての歴史を思えば、軽々しく看板をおろすこともできず、ジレンマにおちいって、みじめな姿を露呈していた。

植村は明治三十一年三月『福音新報』紙上で同志社当局を突きびしく批判しつぎのようになっていた。

「然れども彼等の勇氣は全く基督教主義を棄つる程に大ならず。其の通則の中に基督教主義の文字を存し置くことに決定せりとかや。彼等は斯の如く政府に向いても都合善く、基督教主義に対しても体面を維持しつつ、巧みに難題を解釈せんと試みたり。其の用心深き勇氣、其の円滑なる智慧は、余輩をして一驚を喫せしめたり。」

「余輩は同志社の中心は實際基督教主義の人々に非ずと断言するを躊躇せず。同志社は基督教主義の教育を真面目に確實に授け得るものに非ざるなり。同志社実際の有様既に然りとせば、彼等が基督教主義の招牌(かんばん)を撤回して日本主義となり、世俗主義となり、実利主義となり、権謀主義となり、官立主義となり、哲学主義とならんも敢て驚くべき事に非ず。」

「迂回する途は遠し。一直線に行くこそ目的に達するの捷徑なれ。」

植村は正統の立場、純粹の立場に立って、同志社を非難し、軽蔑し、あわれんでいる。そして迂回せずに一直線に行けと、四十歳をこえた植村が青年のように直言している。まことにすっきりしているし、同志社はすっきりしないままで、そのときから今日まで長いあいだ歩みをつづけてきている。日本主義、世俗主義、あるいは実利主義に徹底することなく、世俗主義とキリスト教主義がごっちゃになったままで、そして偏狭な日本主義にだけはおちいることなく今日にいたっている。そしてそのために同志社は、日中戦争のおこる前後の期間は、キリスト教主義の学校の中でもっとも多くの苦しみと悩みとを経験したのである。

植村は大正十四年(一九二五年)、私の旧制高校時代に他界した。後継者高倉徳太郎の説く福音的基督教の純粋性は、日本

基督教會系統のわれわれ青年たちを強くひきつけ、高倉が勢よく「水を割ったキリスト教」を攻撃したとき、イメージとして私の目の前に浮ぶのは、いつも組合教會であり、同志社であった。しかし水を割ったキリスト教、不純なキリスト教を軽蔑していた側の純粋な福音的キリスト教が、戦争に突入してゆく日本の歴史の中で、殉教の血を流すわけでもなく、一向に生きた力として作用しなかったこと、ぶざまな姿で戦争に協力していったことを、私はやがて知ったのである。

先に引用した同志社批判の文章のさいごに、植村は「基督教主義の教育者は、同志社社員の如くなさず、已に不利なる、又道理上不当なる制度あるに当りては、先ず之を打破し、之を改正するの運動をなし、自己のため後世のために、弊を除き義を行うの挙に出でざるべからず」と説教している。

強大な国家権力がひよわいキリスト教主義学校を相手に、徴兵猶予の特典をあたえないという意志決定をしたとき、一直線に行くというのは、自滅するか、男子の学校を女子の学校に切りかえるか、あるいはキリスト教主義をきれいさっぱり棄てるか、そのいずれかであると思われるのに、植村は、不当な制度があればまず之を打破し、などと、キリスト教学校がねばり強く戦かえれば、明治政府が引っこむこともあるというような、積極的らしくみえて実は非現実的な発言をしている。中途半ばな解決をした同志社を、すっきりした立場から批判するのはたやすいが、植村も自分のこととなると、そうすっきりした行動はとれなかったはずである。それに、キリスト教主義の学校には特典をあたえないといつてまますいじめをしている政府当局に対して、植村の批判の矢が向けられていないことも注目にあたいする。

明治四十三年（一九一〇年）九月八日発行の『福音新報』にのせた植村の論文「朝鮮の基督教」は、またまた当局を刺げきする結果となり、新聞紙法第二十三条によってその発売ならびに販布を禁止された。日韓併合条約調印の直後であり、内務省検閲課は特別に神経をとがらしていたことと思われるが、植村としても細心の注意をもって書いたにちがいない。にもかかわらず発売禁止という行政処分を受け、彼として大きなショックだったにちがいない。ただこの場合は発行禁止ではなく、

発売禁止だったので、つぎの号(九月十五日号)に自らの苦しい気持をのべている。^{注四}

「朝鮮の基督教と題する文章果して斯の如き処置を値いするか否やは暫く之を論ぜざるべし。篇を重ねて、論旨佳境に入るに及ばば、官府の当局者と雖も、福音新報の所説最も深く朝鮮の治安を助け、国家及び人道の為に満足せらるべきところあるを疑わず。然れども死せる兎の年齢を算うるにも似たれば、之を呶々しく論ぜんは詮なし。『朝鮮の基督教』は前号限りをして葬り去らるべし。無論当局者の意旨は福音新報をして朝鮮の基督教及び其の伝道に関して、一切沈黙を守らしめんとするにも非るべければ、他の機会を得て更に之を論ぜんと欲するのみ。」

『植村全集』第五巻には、『福音新報』の九月二十二日あるいは二十九日号に掲載されたと思われる「朝鮮の伝道」が採録されている。日本の朝鮮に対する統治政策に関しては、一言半句の批判も許されなことを身をもって知った植村は、ひたすら朝鮮の伝道に全力を集注せよということだけを説いている。もっとも京極純一氏がのべているように、^{注五}植村が朝鮮現地のキリスト教徒の集まりの中で、民族「自由独立」の気概に理解と支持とを示したということは、信じて差しつかえがないだろう。

朝鮮併合の翌年八月、朝鮮の二十九名の牧師が、下関、大阪を経て東京に姿をあらわした。そのときのやや委しい記事が『福音新報』八四一号、^{注六}に出ているが、歓迎側の中心人物である植村について当該担当記者は「植村氏は時移りたればとて自らは何も語らず」とのべ、午餐のときも、植村が朝鮮からお客を迎えた意味について一言も語らず、「簡単に挨拶せられた。」とだけのべている。私にとっては、このことが一つの象徴的な意味をもっているように思われる。

やがて明治は終って、大正三年(一九一四年)の秋、東京神学社校長植村正久は、若い入学志願者を面接したとき「君は戦争をどう思います」ときいた。この質問はもちろん、ヨーロッパで大戦争が始まったばかりのその時期と関係があっただろう。その青年は「もちろん戦争は不賛成です」と答えた。すると植村校長は「じや君は徴兵はどうします」と重ねてたずね

た。青年は「そのことまでは考えておりませんが」と答え、植村はそれ以上追及しなかつた。^{注七}その青年は、のちに堺教会の牧師になった斎藤敏夫であるが、当時のクリスチャン青年にとって、徴兵の問題は、考えることを回避したくなるような困難な問題であったし、徴兵年齢がきて検査に合格すれば、思考を停止してそのまま入隊するほかなかつたのである。若い斎藤敏夫が逆に「先生は徴兵をどう思われますか」ときいたとしたら、植村はどう答えたか。それは指導者としても答えることを回避したくなるような難問だったにちがいない。そしてその難問を、それから十年ほどのちに、一人の青年が、つきつめた表情で、植村の前に呈出したのである。そして植村が兵役を拒否しようとするその青年の決意に水をささなかつたことは、始めにのべた通りである。

植村の死後三十年を記念して催された座談会で、小塩力氏は植村を「進歩的保守主義者」とよんでいるが、^{注八}私もこれに同意したい。国家権力の意志にさからって、信念をおし通そうとした青年を、積極的か消極的か、ともかくも支持したということ、そしてそれ以上のことはできなかつたということのうちに、私は植村の内面の苦悶と国家権力に対する抵抗の姿をみたいと思う。

注一、大津市膳所、湖光社発行、大正十二年

二、小沢三郎著『内村鑑三不敬事件』二〇三ページ、新教出版社、昭和三十六年

三、『内村鑑三不敬事件』二〇五ページ以下

四、佐波亘編『植村正久と其の時代』第三卷、二九六ページ以下、昭和十三年

五、『日本の思想家』一三三—一ページ、朝日ジャーナル編、昭和三十七年、朝日新聞社

六、『植村正久と其の時代』第三卷二九七ページ以下

七、『植村正久と其の時代』第三卷五九四ページ以下

八、『福音と世界』昭和三十年十一月号、新教出版社